

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進方法

本町の環境を守り、持続可能な社会の構築に貢献するためには、本計画を確実に推進し、その担い手である住民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任により、環境保全と創造のために主体的・自発的に取り組むことが重要です。そのためには、住民・事業者・行政が本計画の理念や目標を共有し、協働による取組を展開していく必要があります。

また、行政の取組については、本計画に基づく実施計画を環境審議会に諮りながら策定し、具体的な事業を展開するとともに、環境保全率先行動計画に基づき、行政自らの二酸化炭素やごみの排出量を削減する等の取組を積極的に実施します。

これらの取組については、環境施策調整会議を中心に推進します。また、進行管理については環境審議会に報告し、助言をいただきます。

◆環境審議会

東浦町の環境を守る基本条例に基づき設置されており、町議会議員、各種団体代表、企業者代表、関係行政機関代表、有識者等により構成されています。本計画の策定及び変更に関する事項を審議します。

◆環境施策調整会議

副町長及び庁内部長級により構成しており、各課の環境施策の推進状況を確認しながら、行政としての効果的な推進方法について随時協議し、機動的な対応を図ります。

2 計画の進行管理

本計画に掲げる施策を着実に、実効性のあるものとして推進するためには、施策の進捗状況を定期的に確認し、その評価をし、改善点を次の施策展開へ反映させる進行管理が必要です。行政施策だけでなく、住民・事業者・行政の協働の取組についてもこの視点により評価し、次の施策展開を検討します。

① PLAN (計画)

具体的な実施事業を盛り込んだ、本計画の実施計画を策定します。住民や事業者との協働を意識しながら、より効果的な実施方策を検討します。

② DO (実施)

各課において実施計画に基づき施策・事業を着実に実施します。住民や事業者においても、本計画の理念や目標に従い、環境を守る取組を行います。

③ CHECK (点検・評価)

各事業の実施状況を整理し、環境施策調整会議等において点検・評価を行うとともに、住民・事業者の視点による点検・評価も行います。その結果、円滑に実施できていない施策、適切な効果が得られない施策については、その原因を検討します。施策の内容や実施方法の精査を行います。

④ ACTION (見直し・改善)

点検・評価の結果を受けて、見直し・改善を行った上で、次の施策展開につなげます。

■本計画の推進・進行管理の体系

